

社会福祉法人欣寿会指定短期入所生活介護事業所おりひめ運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣寿会(以下「福祉会」という。)が設置する、指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う、指定短期入所生活介護の事業(以下「当該事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当該事業は、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業の方針)

第3条 運営の方針は次のとおりとする。

- 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う。
- 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めるものとする。
- 事業者として、利用者の意思及び人格を尊重し、自らその提供する事業の質の評価を行い常にその改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 当該事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 短期入所生活介護事業所おりひめ
所在地 山梨県富士吉田市上吉田 5410-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(全職員併設の指定介護老人福祉施設の同職を兼務)

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 管理者 | 1名(職員業務の管理を一元的に行なう) |
| 2 生活相談員 | 1名(利用者または家族等の相談に対応する) |
| 3 機能訓練指導員 | 1名(利用者に対し機能訓練を指導する) |
| 4 介護職員 | 必要人数(日常生活全般に渡る介護を行う) |
| 5 看護職員 | 必要人数(健康管理・チェック、保健指導など看護業務全般を担当する) |
| 6 栄養士 | 1名(献立作成、調理業務の管理・栄養指導を担当する) |
| 7 調理員その他の従業者 | 必要人数(調理その他必要な業務を担当する) |
| 8 医師 | 必要人数を嘱託とする(利用者の健康管理・診療に関する業務を行う) |

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 365日
- 営業時間 24時間

(指定短期入所生活介護の利用定員及び実施施設)

第7条 当該事業は、その定員を9人とし、指定地域密着型介護老人福祉施設おりひめの併設事業として併設空床型の運営を行う。

(設備に関する基準)

第8条 事業所は、併設する指定地域密着型介護老人福祉施設の設備を共用するものとする。ただし以下の専用設備を設けるものとする。

1 居室

2 便所

3 洗面所

(短期入所生活介護事業の内容及び料金等)

第9条 当該事業の内容は次のとおりとする。

- 1 当該事業は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 当該事業所は、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、当該事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

- (1) 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし法定代理受領サービスについては、介護保険負担割合証に記載された割合とする。
- (2) 利用者またはその家族等の自由な選択に基づき提供される便宜につき次のとおり徴収できるものとする。
重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける。
- (3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意を受けることとする。

(実施地域)

当該事業の通常の送迎の実施地域は、山梨県全域とする。

(事業所利用上の注意事項)

第11条 利用者は次の事項を守らなければなりません。

- 一 火災防止上次の点については、特に注意を払い火災予防に協力すること。
 - ア 噫煙は決められた場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れがある物品は、事業所内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上危険を感じた時は、ただちに職員に通報すること。

(事業所内の禁止行為)

第12条 利用者及び事業所職員は、事業所内において次の行為をしてはなりません。

- 一 他の利用者及び他の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教・政治・営利活動。
- 二 決められた場所以外での喫煙。
- 三 決められた以外の持ち込み

(緊急時の対応)

第13条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医あるいは医師に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ『重要事項説明書』に届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡をとる。

(非常災害対策)

第14条 天災その他の災害が発生した場合、職員は別に定める消防計画に従い、非難等適切な措置を講ずる。また、消防計画に定める防火管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との

避難方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 事業所は、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第 15 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他の運営についての重要事項)

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

2 継続研修 年 1 回以上

2 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は、事務所に掲示するとともに、サービスの内容の説明に掲載する。また、第三者委員会とともにサービス向上の為に積極的に利用者の要望を聴き取っていくこととする。

3 従業者は、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者が、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、福祉会との雇用契約の内容とする。

5 身体拘束は原則的に行わずやむを得ず実施する場合は本人や家族に同意をえて必要な条件以外には行わず記録を徹底していくこととする。

6 当法人が保有する利用者等の個人情報に關し適正かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に關連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図る。

7 この規程に定める規程の外、その運営に関する重要事項は、福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

令和元年 10 月 1 日一部改正

令和 3 年 8 月 1 日一部改正